

# 協働のまちづくり説明会記録(国府地区)

## 《開 会》

## 《説明者等紹介・日程説明》

## 《市民活動推進課説明》

### ①地域ですすめるまちづくりについて

(協働のまちづくりについて、自主運営組織のあり方について)

## 《企画課説明》

### ②行政ですすめるまちづくりについて

(市民参加条例(仮称)の制定に向けて)

## 《質疑応答》

- ・説明のあった、地域や行政ですすめるまちづくりの仕組みや制度と、この後に行われる「がやがや会議」とのつながりを説明してほしい。

今回の説明会は、協働のまちづくりの必要性や地域ですすめるまちづくりのあり方等をみなさんにご理解いただくためのものであり、引き続き予定されている「がやがや会議」は説明を聞いて、国府地域として具体的にどのように取り組んだらよいかを探るために、意見交換をし議論を深める機会として、5月に発足した「国府のまちづくりを考える会」が行うものである。

- ・国府町の岡村文庫の保存等について、地域審議会でも審議いただいたところであるが、保管場所が国府支所になったことに感謝申し上げる。貴重な地域の財産でありることを、お集まりの皆さんにも認識いただき、いかにして活用するかについても今後の検討に含めてほしい。

文化財を守っていききたいというような地域の思いを取りまとめいただき、特色を活かしたまちづくりに取り組んでいただきたい。

- ・市町村合併後、「一体感のあるまちづくり」という言葉をよく耳にしたが、最近あまり聞かれなくなった。協働のまちづくりは地域の主体的な取り組みとあるが、一体感についてはどのように考えているか。

一体感のあるまちづくりについては今後もすすめていく必要があるが、これからは地域の特色をいっそう活かしながら、協働のまちづくりの取り組みと並行してすすめていくことが求められてくる。

- ・地域ですすめるまちづくりにある自主運営組織の中で、予算や事業計画を作成することになるのか。

自主運営組織の中で事業計画やそれに向けた予算を検討することをイメージしている。

- ・組織形態の例にある事務局には、どのような人が配置されるのか。また、常駐する場所や身分はどうなるのか。

企画調整機能の部分には行政から職員が加わることを想定している。事務局については、行政からの人材支援を考えているが、身分等については今後の検討になる。

- ・市民参加条例（仮）について、「これまでの市の各種取り組みが市民の権利として制度的に保障されていない」との説明であったが、これは具体的にどういうことか。

具体的には、現状、自治体の法律と呼ばれる条例に位置付けられていないことである。条例に位置付けることによって、市民参加を市民の権利として保障するとともに、市民参加により提出された意見に対して、適切に対応していく旨を義務化するものである。

- ・条例とは、厄介なものであると思う。条例に規定が無いからできないと言われることがあり、不都合を感じることもある。条例を検討する場合は、いろいろな事柄を想定し手落ちとならないよう、その中味を吟味していただきたい。

参考意見とさせていただきます。

- ・自主運営組織は、何を決める組織なのか。例えば、水道や道路の整備といった生活していく上で不可欠となる重要な事柄まで審議していくことになるのか。行政がやることと地域がやることの線引きがわからない。また、人材や事業経費の支援もあるとされているが、具体的な内容が示されないと協働のまちづくりをこのまますすめることは心配である。

行政と地域の役割分担や行政からの具体的な支援については、検討しているところであり、現段階では具体的に示すことはできないが、地域でもどうあるべきか検討いただき、ご意見を伺いたい。

《閉 会》